

川越市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成28年12月26日 午後3時30分
- 3 閉 会 平成28年12月26日 午後5時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中信、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成28年度第9回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第33号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第2議案第34号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて
教育総務課長

本議案は、平成28年川越市議会第6回定例会に追加議案として上程した平成28年度一般会計補正予算のうち、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを同規則第5条第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、給与改定の内容については、給料表の改定率を平均0.2%及び勤勉手当を0.1月分引き上げたものである。以上により、平成28年度予算の教育費における歳出合計を232万円増額し、114億5,895万6,000円としようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第35号 川越市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を定めることについて

教育総務課長

初めに改正の趣旨は、介護休暇の見直し及び介護時間等を新設することに伴い、必要な規定の整備をしようとするものである。

次に改正の内容は、本規程第3条に規定する、教育総務部長の専決事項に規定されている、副参事及び副課長以下の職員の介護休暇の承認に介護時間の承認に関することを追加しようとするものである。具体的には、介護休暇について合計6月以下の範囲内で3回まで分割できるようにし、連続する3年以下、かつ、1日につき2時間を超えない範囲で取得できる介護時間を新設すること等である。

なお、附則については、本規程を平成29年1月1日から施行しようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市公民館運営審議会「提言書」の提出について

中央公民館長

平成28年11月21日に川越市公民館運営審議会から「提言書」が提出されたことから、その概要について報告する。

内容については、はじめに「1川越市公民館の現状と課題」として、(1)公民館の現状、(2)市民センター化による公民館体制の変化、について分析した後、(3)課題として、1点目に単独公民館と併設公民館におけるそれぞれの役割が不明確であること、2点目に出張所と公民館を統合し1担当としたが、本来の公民館の使命・役割を十分に果たすうえで支障が生じていること、3点目に業務の平準化に伴う職員の専門性の低下、が提起されている。

次に「2提言～川越市の公民館 今後のあり方～」として、3項目について提言されている。

第1に公民館の役割の明確化について、併設公民館は、地域の課題解決のための具体的な取組を展開し、地域の教育力の向上と地域コミュニティ形成につなげていく役割を担い、地域性の高い事業を実施するとされている。また、本庁管内の単独公民館は、社会教育の中心的施設と位置付け、公民館事業の拠点的な役割を担い、地域性に拘らない全市的な事業を展開し、市民センター管内の単独公民館は、それぞれの併設公民館と協力して、地域の教育力の向上等を目指すこととされている。

第2に組織体制の見直しについて、市民センターは、センター長を総責任者とし、窓口担当と地域活動支援・公民館担当を置き、地域活動支援・公民館担当の責任者は公民館長の位置付けとするとされている。

第3に公民館職員の専門性の強化として、社会教育主事を配置することとされている。

委員

提言書の中で社会教育主事を各公民館に配置することを提案しているが、実現することは可能であるか伺いたい。また、予算の制約があり実現が難しい場合には、どのような方法が考えられるか伺いたい。

中央公民館長

全公民館職員130余名のうち、社会教育主事有資格者は5名である。社会教育主事の資格を得るための講習に毎年1名は参加しているが、人事異動もあるため、全公民館に社会教育主事を配置することは非常に難しい状況である。提言書においても全単独公民館に社会教育主事を配置し、将来的には全公民館に配置することが望まれると提言していることから、出来るだけ早い時期に単独公民館6館に社会教育主事を配置する方法を検討していきたいと考えている。

委員

現在、進めている市民センター化により、公民館職員の専門性が下がるのであれば必ずしもメリットが多くないということになるが、今後の市民センター化を進めていく考え方について伺いたい。

中央公民館長

今回の提言については、現在の公民館が置かれている状況を踏まえての提言であるため、今後の市民センター化における公民館のあり方について庁内の関係機関とも検討を進めていきたいと考えている。

委員

今後、高齢者が増加し、公民館が果たす役割は重要になってくると思われる。今回の提言が提言で終わることなく、本市の市民が有意義な人生が送れるような具体的な支援体制の確立をお願いしたい。

中央公民館長

高齢者の活躍の場として公民館が果たす役割は重要であると認識しているため、実現できるよう今後も努めていきたいと考えている。

教育長

この提言書については、今後、どのように検討していく予定であるか説明願いたい。

中央公民館長

庁内における検討会議において提言書の内容を報告し、検討を進めていきたいと考えている。

(2) 市内中学校生徒事故について

参事兼教育指導課長

東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証の経過について報告する。

事件の概要については、平成28年8月23日に東松山市の都幾川河川敷にて少年が死亡しているのが発見された。同年8月25日から26日にかけて、この件に

関与の疑いがあるとして少年2名、中学生3名が逮捕された。このうち1名は、本市の中学生であった。同年9月14日、当該生徒は傷害致死の疑いで、さいたま家庭裁判所に送致され、観護措置となった。同年10月11日、さいたま家庭裁判所は少年院送致とする保護処分を決定したものである。

次に検証の経過については、埼玉県教育委員会が、東松山市地内発生少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会（以下「県合同検証委員会」という。）を設置し、本市からは、教育指導課長が委員として出席し、本市の検証の状況やその視点を報告している。県合同検証委員会では、「非行・問題行動等への対応」、「高校中途退学への対応」、「問題行動の未然防止への対応」の3つを論点として集約し、それぞれの論点ごとに児童生徒への働きかけ、家庭への働きかけ、関係機関との連携について検証を進めている。

次に本市の対応については、関係部課長及び関係機関等による東松山市地内発生少年死亡事件に係る川越市関係者会議（以下「関係者会議」という。）を3回開催している。また、学識経験者等、第三者を含めた生徒事故のための検証会議（以下「検証会議」という。）を開催している。関係者会議や検証会議では、事件の概要や当該生徒の状況などについて報告し、配慮を要する生徒への指導、家庭に対する支援のあり方、関係機関との連携などについて考えていく必要があるとの意見が出された。それらの意見を踏まえ、「児童生徒理解について」、「校内体制について」、「家庭・地域との連携について」、「学校・教育委員会・関係機関の連携について」の4つの視点から検証と考察を進めているところである。

今後も関係者会議や検証会議を開催し、県合同検証委員会の検証を踏まえながら、4つの視点に基づいた検証を進めていく。

当該事件を契機とした再発防止の取組の1つとして、このような事件が2度と起こらないよう本市教育委員会、校長会及びPTA連合会の3者で協議し、「命を育む緊急アピール」を提唱するとともにリーフレットを作成した。このリーフレットを市立学校の全児童生徒並びに全教職員に配布した。また、当該リーフレットを作成した趣旨を校長会を通じて説明するとともに、各学校での朝会や学級活動等で活用し、命の大切さを児童生徒に考えさせる機会を与えるように指導した。また、教職員に対しても子どもとの関わり方について再認識する機会となるよう指導した。これに加えて学校を発信源として、保護者や地域の方々に対して啓発を行うよう学校長に依頼するとともに市内17の公民館にリーフレットの掲示及び配布を依頼した。

委員

家庭への働きかけは非常に大事であると思うが、働きかけても協力してもらえない家庭に対する対応についてどのように考えているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

関係者会議の中でも協力を求めたい家庭に話を聞いてもらえないのが現状であるとの意見があった。そういった現状でも学校の意図や連携をつなげるには、地域の民生委員や地域の方からの働きかけを持つことが、とても大切になってくると考えている。今回のリーフレットの作成においても関係者との関わり方や関係機関との連携をどのようにつなげていくかが重要になってくると思っている。したがって、受けた報告を関係機関に伝え、どのように対応に関する方針を決定し、関係者に示していくかが大事になるため、全体をコーディネートするような役割が大事である。誰が全体をコーディネートするのか、明確に決まっていないが、情報の共有と関係機関との連携の方法等が課題であると考えている。また、保護者や地域の方の中に学校の理解者を増やすことも集団や地域の質を高めていくには重要であると考えている。

委員

児童相談所や民生委員・児童委員もそういった家庭には関わりにくいはずであるため、そのような家庭と有効な関わり方を検討することが重要である。また、情報の共有は大事なことであるため、個人的な見解であるが、各機関との情報提供や調整する役割を教育センターが担ってもらいたいと考えているが、その点についての考えを伺いたい。

参事兼教育センター所長

教育センターでは、スクールソーシャルワーカーの果たす役割が大変に重要であると考えている。学校や地域が連携を取れない家庭に対してスクールソーシャルワーカーが関わることにより、家庭の現状を把握し、福祉など必要な支援が受けられるよう各関係機関につなげていく取組を行っている。来年度の予算要求においてスクールソーシャルワーカーの増員を要求しているが、今後もスクールソーシャルワーカーを柱として各関係機関と情報の共有を図り、学校、家庭、地域をつなげる仕組みの構築を模索しているところである。

委員

やむなく学校を中途退学した子どもに対して、社会で居場所を与えることが大事である。県合同検証委員会の中間報告では、こうした居場所を失った子どもに対して、就労や自立を支援する大人の存在に接続する機会をより多く持つことができないか、学校等での対応も求めたいとの意見もあったようだが、具体的な学校の役割についてどのように考えているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

中途退学者に対する問題については、県合同検証委員会でも論点になっているが、本市の検証でも高校に進学してからの中途退学者の対応について大きな論点になっている。各中学校では、高校進学時における進路指導について見直す必要があり、進路指導が本人、保護にとって望ましい進路指導になっているか見直しする良い機

会になると考えている。また、中途退学者の受け皿を作るという点では、教育委員会や各市立学校の権限が及ばないため対応することが難しい。その点については、県合同検証委員会でも中途退学者における経過とその後の対応における検証の結果を踏まえ、本市の教育委員会が対応できることを検討していく必要がある。

委員

中途退学者の状況としては、居場所がどこにもないことが想定される。居場所づくりについては、学校だけでなく、仕事や社会を通じて役割を与えたり、人から認められることにより、更生する子どもがたくさんいる。その点を学校も理解しながら、社会につなげていく役割を担ってもらいたいと思っている。

教育長

今回の事件のように学習意欲が乏しく、生活習慣が乱れている生徒に対して中学校が進路指導する場合には、単位制の高校や定時制の高校を勧めることが多いと思う。現在、県立高校も多様化しており、単位制の高校や定時制の高校に進学する生徒ほど、学習意欲がなければ自分で勉強できないのではないかと思う。その点について県合同検証委員会では、どのような議論がなされているのか説明願いたい。

参事兼教育指導課長

前回までの県合同検証委員会における検証について、現時点で実施している取組の1つとして定時制や単位制の高校における特徴的な取組として学び直しの学習を行っている学校もある。学び直しの内容は、例えば繰り上がりのある足し算など、小学校において学習する内容を高校に入学した当初に行っている。これは必修課程ではなく、補習的な時間で取り組んでいる内容である。このような取組を行っている学校では、学び直しのきっかけを作り、少しずつ生徒に自信を持たせ、段階的に学習を進めたところ、若干ではあるが中途退学する割合が少しずつ減っている。直接、学習意欲を上げることにはつながらないが、基礎的な学力が定着するような取組となるよう努めているところである。

この取組の成果を考えると、小中学校における基礎学力を定着させることが大事であると改めて気付かされたところである。

(3) 学校教職員に対する指導措置について

(非公開)

1 1 協議事項

(1) 市内中学生傷害事件に係る訴訟について

(非公開)

1 2 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第33号及び報告事項(3)については、人事に関する情報であり、協議事項(1)は個人に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審

議については非公開として取扱うこととし、報告事項(3)及び協議事項(4)は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼学校管理課長、学校教育部参事兼教育指導課長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。

- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、原田委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は平成29年1月16日（月）午後3時30分開催に決定した。